

石川県公報

令和 4 年 9 月 1 日 (木曜日)

号 外

(第 72 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告 示

石川県告示第351号

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和4年9月1日

石川県知事 馳 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 ヘクタール	備 考 ヘクタール
奥能登東部 水源かん養保安林	45.43	
奥能登西部	158.79	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.64	
中能登中部	49.90	
中能登南部	77.67	
富来川神代川	10.22	
羽咋川	72.55	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手取川	1,205.59	{ 国有林 341.68 民有林 863.91
梯川	274.03	{ 国有林 137.26 民有林 136.77
大聖寺川	480.13	{ 国有林 30.28 民有林 449.85
小 計	2,936.97	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部	1.04	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽咋川	18.16	
犀川大野川	7.58	

手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	
大 聖 寺 川	〃	0.12	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
小 計		52.30	
中能登西部 干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能登地区 保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,383.05	